

沖縄県知事コメント

総務省への審査申立てについて

令和7年第1回沖縄県議会（定例会）における「甲第1号議案令和7年度沖縄県一般会計予算」及び「甲第19号議案令和7年度沖縄県公債管理特別会計予算」の再議に係る議決が、地方自治法第97条第2項ただし書の規定に違反すると認められるため、本日、地方自治法第176条第5項の規定に基づき、総務大臣あて審査申立書を東京事務所を経由して送付致しました。

今回の議決については、具体的な事業の必要性、所要額、今後の財政に与える影響などについて十分な議論のないまま、財源確保を目的に借換債を増額しております。

これに伴い後年度の利子負担が約5億円増加することが想定されるなど、当該議決は予算の趣旨を損なうような増額修正であり、長の予算の提出の権限を侵すものであるため、地方自治法第97条第2項ただし書の規定に違反すると考えております。

予算の趣旨を損なうような増額修正にあたるかの判断にあたっては、「予算の増額修正について（昭和52年10月3日付け自治省行政局長通知）」に基づき、当該増額修正の内容、規模、当該予算全体との関連、翌年度以降の行財政運営に対する影響度等を総合的に勘案し、個々の具体の事案に即して判断したものであります。

具体的には、

修正の内容については、具体的な事業の必要性や所要額の議論がない中で、後年度における財源確保のみを目的として借換債を増やす手法であり、修正の必要性・相当性を欠いていること。

修正の規模について、原案で計上している借換債173億円に対し、58億円、約34%増の231億円とするものであり、具体的な議論がないうえ、議会による推計にすぎない58億円を増額することは過大であり、修正の必要性・相当性を欠いていること。

当該予算全体との関連については、原案における財政調整基金残高約71億円は、前年度と同規模となっており、今後の事情変更による財政需要に十分に対応できるものと考えており、財政調整基金を

積み増す理由に欠けること。

翌年度以降の行財政運営に対する影響度については、

沖縄県では県債について、新沖縄県行政運営プログラムに基づく取組みを継続するとともに必要な公共施設等の建設資金の確保及び世代間の公平性を勘案し適切に発行していること。

今回の借換債の増額により、直近の金利で試算すると約5億円の負担増となるが、これは県民が納める県税などの一般財源で賄われること。

昨今の金利上昇傾向を踏まえると、今後更なる利子負担の増が見込まれること。

などがあげられ、これらを勘案すると本件議決は、長の予算の提出の権限を侵すものであり、地方自治法第97条第2項ただし書きの規定に違反することから、本件議決を取り消す裁定を求めるものであります。

総務省におかれては、県の主張をしっかりと受け止めて頂きたいと考えております。

沖縄県としては、総務省の審査の過程を注視するとともに、丁寧に対応していきたいと考えております。